

防整整第23755号
令和7年10月17日

大臣官房会計課長
地方協力局参事官
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局企画部管理施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
海上幕僚監部総務部経理課長 殿
航空幕僚監部総務部会計課長
情報本部計画部事業計画課長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設整備課長
(公 印 省 略)

建設工事における猛暑を考慮した工期設定及び熱中症対策に係る費用について (通知)

標記について、建設工事における工期設定に係る猛暑日の適用について (防整建第5558号。令和7年10月16日) に基づき、猛暑による作業不能日の計上方法を別紙第1のとおり、熱中症対策に係る費用の計上方法を別紙第2のとおり定めたので通知する。

なお、建設工事における熱中症対策に係る費用について (防整技第5007号。令和2年3月30日) は令和7年10月17日限りで廃止する。

添付書類：別紙第1「建設工事における猛暑を考慮した工期設定について」

別紙第2「建設工事における熱中症対策に係る費用について」

写送付先：整備計画局施設計画課長、整備計画局建設制度官、整備計画局提供施設計画官、地方協力局総務課長、地方協力局在日米軍協力課長、陸上幕僚監部防衛部施設課長、海上幕僚監部防衛部施設課長、航空幕僚監部防衛部施設課長

建設工事における猛暑を考慮した工期設定について

1 目的

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）において、施工条件の適切な明示及び適正な工期設定を行うことが発注者の責務とされており、猛暑による作業不能日数を適切に考慮した工期設定をすることは、公共工事の円滑かつ適正な施工を確保する上で重要である。

そのため、防衛省が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事をいう。以下同じ。）について、猛暑により作業不能日が生じ、予定された工期で工事を完了することが困難と認められる場合は、工期延長を含めた変更契約について受注者からの協議に適切に応じることとし、その対応について必要な事項を定めることを目的とする。

2 猛暑による作業不能日数の計上方法

建設工事の発注に際して猛暑による作業不能日数を見込むこととし、見込む日数は、別記の記載例を参考に特記仕様書に明示すること。なお、契約工事単位で全作業を空調設備等が稼働した環境下で継続可能な工事については、発注に際して猛暑による作業不能日を0日とし、その旨とともに特記仕様書に明示すること。

また、特記仕様書に明示した日数を超えて猛暑による作業不能日が生じ、受発注者間による協議の結果、工期延長を行う必要がある場合は、当該日数を設計図書に明示の上、工期及び請負代金額を変更する。ただし、工期を厳守すべき建設工事等において、工期延長に応じることができない場合は、受発注者間で協議の上、工期短縮に要する費用等の工期厳守に必要な追加費用を適切に計上する。

なお、猛暑による作業不能日により工期延長を行う場合、建築工事及び設備工事においては、作業不能期間が生じたことで必要となる施工手順の変更や再調整等による追加期間及び後工程や関連工事への影響等も考慮の上、受発注者間の協議をもって工期の延長期間を決定した上で、当該日数を30日/月で除し、小数点以下第二位を四捨五入して一位止めとした値を工期Tに加算することとし、土木工事においては、当該日数に係る増加費用を「土木工事積算価格算定要領」の「工事の一時中止に伴う増加費用」の算定に準じ適切に算定されたい。

3 猛暑による作業不能日数の対象と取扱い

(1) 猛暑による作業不能日数の算定の対象

猛暑による作業不能日数の算定の対象とする時間は、定時の現場作業時間のうち、環境省が観測し公表する工事場所近傍の観測地点におけるWBGT値（気温、

湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数) 又は実際に現場にて計測するWBGT値が31以上となった時間とする。ただし、実際に現場にて計測するWBGT値を対象とする場合は、JIS Z 8504「WBGT(湿球黒球温度)指数に基づく作業者の熱ストレスの評価-暑熱環境」を参考に適切に計測されるものであることを確認する。

(2) 工事発注時の取扱い

建設工事の発注に際して見込む猛暑による作業不能日数は、定時の現場作業時間を各日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に定める行政機関の休日及び夏季休暇(3日)を除く。)の8時から17時までとし、上記(1)に該当する時間を過去5年のWBGT値データに基づき算定し、日数に換算したものの5年分を平均したものとする。この算定に当たっては、(一財)建設物価調査会の「工期設定のための猛暑日日数確認サイト」(<https://nechusho.kensetu-navi.com/mousyo/>)が環境省の観測データを取りまとめていることから、これを参照するとともに、以下の算定例を参考とされたい。

なお、作業不能日数は、小数点以下第一位を四捨五入することとする。

環境省が公表する関東地方 東京都 東京地点における過去5年(2020年から2024年)のWBGT値を用いた猛暑による作業不能日数の算出例

●算定例①：工事期間が2025年8月1日から2027年6月30日の場合
(月のすべてが工事期間に含まれている場合)

○2025年8月1日～10月31日の作業不能日数

過去5年の当該期間におけるWBGT値31以上の時間数を日数換算し、5年平均を算出

*WBGT値31以上の時間数を日数換算

2020年：55時間(8月) + 9時間(9月) + 0時間(10月) = 64時間
64時間 ÷ 8時間 = 8.00日

2021年：39時間(8月) + 0時間(9月) + 0時間(10月) = 39時間
39時間 ÷ 8時間 = 4.875日 ≒ 4.88日

2022年：49時間(8月) + 2時間(9月) + 0時間(10月) = 51時間
51時間 ÷ 8時間 = 6.375日 ≒ 6.38日

2023年：61時間(8月) + 9時間(9月) + 0時間(10月) = 70時間
70時間 ÷ 8時間 = 8.75日

2024年：41時間(8月) + 24時間(9月) + 0時間(10月) = 65時間
65時間 ÷ 8時間 = 8.125日 ≒ 8.13日

*平均日数を算出

$(8.00 + 4.88 + 6.38 + 8.75 + 8.13) \div 5 \text{年} = 7.228 \div 7.23 \text{日}$

○2026年4月1日～10月31日の作業不能日数

過去5年の当該期間におけるWBGT値31以上の時間数を日数換算し、5年平均を算出

*WBGT値31以上の時間数を日数換算

2020年：0時間(4月)+0時間(5月)+0時間(6月)+0時間(7月)
+55時間(8月)+9時間(9月)+0時間(10月)=64時間
 $64 \text{ 時間} \div 8 \text{ 時間} = 8.00 \text{ 日}^{*1}$

2021年：0時間(4月)+0時間(5月)+0時間(6月)+8時間(7月)
+39時間(8月)+0時間(9月)+0時間(10月)=47時間
 $47 \text{ 時間} \div 8 \text{ 時間} = 5.875 \text{ 日} \doteq 5.88 \text{ 日}^{*1}$

2022年：0時間(4月)+0時間(5月)+14時間(6月)+24時間(7月)
+49時間(8月)+2時間(9月)+0時間(10月)=89時間
 $89 \text{ 時間} \div 8 \text{ 時間} = 11.125 \text{ 日} \doteq 11.13 \text{ 日}^{*1}$

2023年：0時間(4月)+0時間(5月)+2時間(6月)+51時間(7月)
+61時間(8月)+9時間(9月)+0時間(10月)=123時間
 $123 \text{ 時間} \div 8 \text{ 時間} = 15.375 \text{ 日} \doteq 15.38 \text{ 日}^{*1}$

2024年：0時間(4月)+0時間(5月)+2時間(6月)+71時間(7月)
+41時間(8月)+24時間(9月)+0時間(10月)=138時間
 $138 \text{ 時間} \div 8 \text{ 時間} = 17.25 \text{ 日}^{*1}$

*平均日数を算出

$(8.00 + 5.88 + 11.13 + 15.38 + 17.25) \div 5 \text{ 年} = 11.528 \doteq 11.53 \text{ 日}^{*2}$

※1 サイトに掲載のWBGT31以上の日数(時間数÷8)(年計)

※2 サイトに掲載の猛暑日数(平均)

○2027年4月1日～6月30日の作業不能日数

過去5年の当該期間におけるWBGT値31以上の時間数を日数換算し、5年平均を算出

*WBGT値31以上の時間数を日数換算

2020年：0時間(4月)+0時間(5月)+0時間(6月)=0時間
 $0 \text{ 時間} \div 8 \text{ 時間} = 0 \text{ 日}$

2021年：0時間(4月)+0時間(5月)+0時間(6月)=0時間
 $0 \text{ 時間} \div 8 \text{ 時間} = 0 \text{ 日}$

2022年：0時間(4月)+0時間(5月)+14時間(6月)=14時間
 $14 \text{ 時間} \div 8 \text{ 時間} = 1.75 \text{ 日}$

2023年：0時間(4月)+0時間(5月)+2時間(6月)=2時間
 $2 \text{ 時間} \div 8 \text{ 時間} = 0.25 \text{ 日}$

2024年：0時間(4月)+0時間(5月)+2時間(6月)=2時間
 $2 \text{ 時間} \div 8 \text{ 時間} = 0.25 \text{ 日}$

*平均日数を算出

$$(0+0+1.75+0.25+0.25) \div 5 \text{年} = \underline{0.45 \text{日}}$$

○工事期間の作業不能日数

各期間の作業不能日数を合算し、工事期間全体の作業不能日数を算出

*作業不能日数を算出

$$7.23+11.53+0.45=19.21 \div \underline{19 \text{日}} \text{ (小数点以下第一位を四捨五入)}$$

算定イメージ①

年	2025年					2026年							2027年				
月	7	8	9	10	11~3	4	5	6	7	8	9	10	11~3	4	5	6	7
工事期間	[黒塗り]																
作業不能日	7.23**					11.53**							0.45**				
	19.21 → 19日																

※ 過去5年の当該期間におけるWBG T値31以上の時間数を日数換算し、5年平均を算出

●算定例②：工事期間が2025年7月15日から2027年7月15日の場合
(月の一部のみが工事期間に含まれている場合)

○2025年7月15日～10月31日の作業不能日数

過去5年の当該期間におけるWBG T値31以上の時間数を日数換算し、5年平均を算出

月のうち一部のみが工事期間に含まれる月がある場合、当該月については、WBG T値31以上の時間数に、当該月における工事期間に含まれる日数の割合を乗じた時間数を使用する(2025年7月の平日日数：22日)

*WBG T値31以上の時間数を日数換算

$$\begin{aligned} 2020年: & 0 \text{時間}(7月) \times 0.50(7月の工事期間11日/平日日数22日) \\ & + 55 \text{時間}(8月) + 9 \text{時間}(9月) + 0 \text{時間}(10月) = 64 \text{時間} \\ & 64 \text{時間} \div 8 \text{時間} = 8.00 \text{日} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} 2021年: & 8 \text{時間}(7月) \times 0.50 + 39 \text{時間}(8月) + 0 \text{時間}(9月) + 0 \text{時間}(10月) = 43 \text{時間} \\ & 43 \text{時間} \div 8 \text{時間} = 5.375 \text{日} \div 5.38 \text{日} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} 2022年: & 24 \text{時間}(7月) \times 0.50 + 49 \text{時間}(8月) + 2 \text{時間}(9月) + 0 \text{時間}(10月) = 63 \text{時間} \\ & 63 \text{時間} \div 8 \text{時間} = 7.875 \text{日} \div 7.88 \text{日} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} 2023年: & 51 \text{時間}(7月) \times 0.50 + 61 \text{時間}(8月) + 9 \text{時間}(9月) + 0 \text{時間}(10月) = 95.5 \text{時間} \\ & 95.5 \text{時間} \div 8 \text{時間} = 11.9375 \text{日} \div 11.94 \text{日} \end{aligned}$$

$$2024年: 71 \text{時間}(7月) \times 0.50 + 41 \text{時間}(8月) + 24 \text{時間}(9月) + 0 \text{時間}(10月)$$

間(10月)=100.5時間

$100.5 \text{ 時間} \div 8 \text{ 時間} = 12.5625 \text{ 日} \approx 12.56 \text{ 日}$

*平均日数を算出

$(8.00 + 5.38 + 7.88 + 11.94 + 12.56) \div 5 \text{ 年} = 9.152 \approx \underline{9.15 \text{ 日}}$

○2026年4月1日～10月31日の作業不能日数

過去5年の当該期間におけるWBGT値31以上の時間数を日数換算し、5年平均を算出(算定例①に同じ)

11.53日

○2027年4月1日～7月15日の作業不能日数

過去5年の当該期間におけるWBGT値31以上の時間数を日数換算し、5年平均を算出

月のうち一部のみが工事期間に含まれる月がある場合、当該月については、WBGT値31以上の時間数に、当該月における工事期間に含まれる日数の割合を乗じた時間数を使用する(2027年7月の平日日数:21日)

*WBGT値31以上の時間数を日数換算

2020年: 0時間(4月)+0時間(5月)+0時間(6月)+0時間(7月)
 $\times 0.52(7 \text{ 月の工事期間 } 11 \text{ 日} / \text{ 平日日数 } 21 \text{ 日}) = 0 \text{ 時間}$
 $0 \text{ 時間} \div 8 \text{ 時間} = 0 \text{ 日}$

2021年: 0時間(4月)+0時間(5月)+0時間(6月)+8時間(7月)
 $\times 0.52 = 4.16 \text{ 時間}$
 $4.16 \text{ 時間} \div 8 \text{ 時間} = 0.52 \text{ 日}$

2022年: 0時間(4月)+0時間(5月)+14時間(6月)+24時間(7月)
 $\times 0.52 = 26.48 \text{ 時間}$
 $26.48 \text{ 時間} \div 8 \text{ 時間} = 3.31 \text{ 日}$

2023年: 0時間(4月)+0時間(5月)+2時間(6月)+51時間(7月)
 $\times 0.52 = 28.52 \text{ 時間}$
 $28.52 \text{ 時間} \div 8 \text{ 時間} = 3.565 \text{ 日} \approx 3.57 \text{ 日}$

2024年: 0時間(4月)+0時間(5月)+2時間(6月)+71時間(7月)
 $\times 0.52 = 38.92 \text{ 時間}$
 $38.92 \text{ 時間} \div 8 \text{ 時間} = 4.865 \text{ 日} \approx 4.87 \text{ 日}$

*平均日数を算出

$(0 + 0.52 + 3.31 + 3.57 + 4.87) \div 5 \text{ 年} = 2.454 \text{ 日} \approx \underline{2.45 \text{ 日}}$

○工事期間の作業不能日数

各期間の作業不能日数を合算し、工事期間全体の作業不能日数を算出

*作業不能日数を算出

$9.15 + 11.53 + 2.45 = 23.13 \approx \underline{23 \text{ 日}}$ (小数点以下第一位を四捨五入)

算定イメージ②																	
年	2025年					2026年							2027年				
月	7	8	9	10	11~3	4	5	6	7	8	9	10	11~3	4	5	6	7
工事期間	[黒塗り]																
作業不能日	9.15**					11.53**							2.45**				
	23.13 → 23日																

※ 過去5年の当該期間におけるWBGT値3.1以上の時間数を日数換算し、5年平均を算出

(3) 工期の変更に係る取扱い

工期中に発生した猛暑による作業不能日数は、当該現場における定時の現場作業時間において、上記(1)に該当し、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したものとする。

別記1 特記仕様書への記載例 (建築工事の場合)

1章 各省共通事項	
5 施工条件	(1.3.5)
※現場説明書による。	
(1) 作業時間	
ア 本工事における作業時間は、〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分とする。なお、作業期間中の土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を作業不能日として見込むほか、猛暑による作業不能日数を以下のとおり見込んでいる。	
猛暑による作業不能日数：〇日間	
<u>本工事は、全作業を空調設備等が稼働した環境下で継続可能な工事であることから、猛暑による作業不能日数を0日間とするものである。</u>	
注) 上記の下線箇所は、工事内容に応じて、猛暑による作業不能日数を0日間とする場合に追記【対象外の場合は削除】	
なお、工期中に発生した猛暑による作業不能日数(現場作業時間において、環境省が公表する●●地方●●●●地点におけるWBGT値(気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数)又は実際に現場にて計測するWBGT値が3.1以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの(小数点以下第一位を四捨五入する。))が上記の日数から著しく乖離し、予定された工期で工事を完了することが困難と認められる場合は、工期延長を含めた変更契約について監督官と協議するものとする。	

別記2 特記仕様書への記載例（設備工事の場合）

第5 一般仕様

10 作業時間

（1）本工事の作業時間は、標準仕様書及び現場説明書によるほか、作業期間中の土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を作業不能日として見込むほか、猛暑による作業不能日数を以下のとおり見込んでいる。

猛暑による作業不能日数：○日間

本工事は、全作業を空調設備等が稼働した環境下で継続可能な工事であることから、猛暑による作業不能日数を0日間とするものである。

注）上記の下線箇所は、工事内容に応じて、猛暑による作業不能日数を0日間とする場合に追記【対象外の場合は削除】

なお、工期中に発生した猛暑による作業不能日数（現場作業時間において、環境省が公表する●●地方●●●●地点におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）又は実際に現場にて計測するWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。))が上記の日数から著しく乖離し、予定された工期で工事を完了することが困難と認められる場合は、工期延長を含めた変更契約について監督官と協議するものとする。

別記3 特記仕様書への記載例（土木工事の場合）

第6 一般仕様

○14 工期は、雨天、休日、猛暑日、準備期間、後片付け期間を見込み、契約の翌日から令和○年○月○日までとする。休日には、作業期間中の日曜日、土曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を見込んでいる。

猛暑日日数：○日間

8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数
（小数点第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

〔 過去5か年（20××年～20××年）の環境省（○○地方○○地点）のデータより年間の平均発生日数を算出 〕

工程で見込んでいる猛暑日日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合で予定された工期で工事を完了することが困難と認められる場合は、工期延長を含めた変更契約について監督官と協議するものとする。

建設工事における熱中症対策に係る費用について

1 目的

防衛省が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事をいう。）における熱中症対策に係る費用について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 費用の計上方法

（1）建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び通信工事の場合

熱中症対策に係る費用については、「営繕工事における熱中症対策に係る費用について」（国営計第188号。国営積第12号。国営建技第17号。令和5年3月29日。以下「営繕工事通知」という。）の2によるものとする。

（2）土木工事の場合

工事現場の安全に資する熱中症対策に係る費用については、「土木工事積算価格算定要領」の「第3 間接工事費の積算」によるものとする。

3 総合評価落札方式での技術提案の取扱い

総合評価落札方式での技術提案の取扱いについては、営繕工事通知の3によるものとする。

4 工事特記仕様書への記載例

（1）建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び通信工事の場合

熱中症対策に係る費用の計上について、営繕工事通知に定める一般的な熱中症対策に関する項目以外（遮光ネット（足場に設置するものに限る）等）を実施する場合は、受発注者間で必要な設置期間等を協議の上、設計変更を行うものとする。ただし、入札時に提示した技術提案で採用した場合については、その費用は受注者負担とする。

（2）土木工事の場合

熱中症対策に係る費用の計上について、工事現場の安全（熱中症）対策を実施する場合は、工期中の日最高気温の状況に応じて現場管理費を補正するものとする。また、現場管理費の補正に含まれない熱中症対策費については、現場環境改善費に積み上げるものとし、受発注者間で協議し、計画書を提出の上、設計変更を行うものとする。

5 その他

本通知に関する疑義等については、整備計画局施設整備課長と協議するものとする。